

議案第199号

港湾施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
港湾施設の名称、 位置、規模等（昭和40年川崎市告示 第35号）に掲げる、 護岸、荷さばき地、 ふ頭用地、事務所、 事務所附帯施設、 港湾厚生施設、駐 車施設、軌道走行 式荷役機械及び電 気施設  川崎市川崎区東扇 島82番地の一部、 83番地1の一部、 84番地の一部、85 番地の一部、92番 地及び93番地 （川崎港コンテナ ターミナル関連施 設）	横浜市西区み なとみらい2 丁目3番1号 クイーンズタ ワーA棟14階	横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉 庫埠頭共同事業体  代表者 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 人見 伸也  構成員 川崎臨港倉庫埠頭株式会社 代表取締役会長 高橋 哲也	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

## 参考資料

### 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体の概要

代表者	横浜川崎国際港湾株式会社
設立	平成28年1月12日
資本の額	10億1千万円
従業員数	36人
目的	次の事業を営むことを目的とする。  (1) コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営  (2) 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営  (3) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施  (4) 外国客船の誘致  (5) 国内外での各種イベント、展示会の企画及び開催  (6) 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための事業及び調査・研究等  (7) 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査  (8) 物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営  (9) 環境にやさしいみなとづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業  (10) 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営  (11) 前各号の附帯又は関連する一切の事業
事業実績	(1) コンテナターミナルの運営、整備計画の策定  (2) 国の支援を受けた貨物集貨策の展開

(3) 基幹航路の維持・拡大に向けた大型船の寄航可能な大水深・  
高規格コンテナターミナルの整備

(4) 港湾施設指定管理者

構 成 員 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

設 立 昭和35年8月16日

資本の額 1億円

従業員数 19人

目 的 次の事業を営むことを目的とする。

(1) 倉庫業

(2) 倉庫、建物、土地、その他施設の賃貸業

(3) コンテナふ頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理  
及び運営

(4) 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究

(5) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施

(6) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに  
電気の供給、販売等に係る業務

(7) 前各号の事業に附帯又は関連する事業

事業実績 (1) 倉庫業に係る貨物の集荷、保管及び管理その他の業務

(2) 倉庫及び現場事務所の賃貸業務

(3) 港湾施設指定管理者